

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.1.3  4.1.5  4.3  附属書 B	箇条 4 一般要求事項 4.1.3 機器の設計及び構造 機器は、通常動作状態、異常動作状態、及び単一故障状態の下で、傷害、又は火災における物損の可能性を減少させるためのセーフガードを備えるように設計し、構成しなければならない。 傷害を引き起こす可能性がある機器の部分は、アクセス可能になってはならず、また、アクセス可能部分は、傷害を引き起こす要因になってはならない。 一般人又は教育を受けた人が制御部を調整することによって、機器セーフガードが無効になってはならない。 4.1.5 この規格で取り扱っていない構造及びコンポーネント この規格で取り扱っていない技術、コンポーネント及び材料、又は構造の手法が内在する機器は、この規格及びこの規格に含まれる安全の基本原則で一般的に示す以上のセーフガードを備えなければならない。 4.3 エネルギー源に対する保護 危険エネルギー源に対する保護のため、適切なセーフガードを備えなければならない。 附属書 B 通常動作状態試験、異常動作状態試験及び単一	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第 1 項 続き				B.3.8	故障状態試験 B.3.8 異常動作状態の間及びその後の適合性 単一故障状態を引き起こすことのない異常動作状態の下で、全てのセーフガードは有効でなければならない。	
第二条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.6 附属書 G	箇条 4 一般要求事項 4.6 導体の固定 導体が発動することによって、セーフガードが無効にならないようにしなければならない。 附属書 G コンポーネント コンポーネントは、次のようでなければならない。 ースイッチは、主電源の電源コードに取り付けてはならない ー主電源接続用途以外のコネクタは、これに対応するプラグ主電源コンセント又は機器用カプラに接続できない形状をもつように設計しなければならない ー直巻モータは、最小負荷をかけて、定格電圧の 130% の電圧で 1 分間運転後、巻線及び接続部に緩みが生じることがなく、かつ、全てのセーフガードが機能していなければならない ー主電源コードは、シース付きのものでなければならない ー非着脱式電源コード又はケーブルのシース又は外装は、	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第 2 項 続き				附属書 M M.4	<p>ストレインリリーフ機構からコード又はケーブルの直径の 1/2 以上、機器の内部に入っていないなければならない</p> <p>—より線の導体に接触圧が加わる場所では、より線の終端を溶融はんだで固めてはならない</p> <p>—コンポーネントの端子は、コンポーネントのコーティングにより、導電部間の分離距離が規定する値未満になるような変形してはならない</p> <p>附属書 M 電池を含んだ機器、及びその保護回路</p> <p>M.4 リチウム二次電池を含む機器に対する追加セーフガード</p> <p>通常動作状態、異常動作状態、又は単一故障状態の下で、リチウム二次電池のそれぞれのセルの充電電圧及び充電電流は、指定最大充電電圧及び指定最大充電電流を超えてはならない。電池の温度が指定最高充電温度を超えているとき、充電を停止しなければならない。電池の温度が指定最低充電温度未満になっているとき、電池製造業者が指定する電流値に制限しなければならない。</p> <p>電池の保護回路によって制御する電圧、電流及び温度は、次を満足するものでなければならない。</p> <p>—関連の JIS 又は IEC 電池規格に規定する範囲を超えない</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第 2 項 続き				附属書 P	<p>—電池の最大充電電流は仕様範囲内を超えない</p> <p>—電池製造業者が指定する許容温度を超えない</p> <p>附属書 P 導電物に対するセーフガード</p> <p>機器の上面若しくは側面の開口からの物質の混入、内部の液体の流出、又はメタライズしたコーティング及び機器内部の導電部を固定する接着の不具合による、危険の可能性を減少するためのセーフガードは、有効でなければならない。</p>	
第三条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 5 5.6.4.3  箇条 8 8.5.1  附属書 B B.4.8	箇条 5 電氣的要因による傷害 5.6.4.3 電流制限デバイス及び過電流保護デバイス 電流制限デバイス又は過電流保護デバイスは、故障して低抵抗状態になる可能性があるコンポーネントと並列に接続してはならない。 箇条 8 機械的要因による傷害 8.5.1 機器の運動部分による傷害の可能性を減少させるための安全インタロックは、附属書 K に適合しなければならない。 附属書 B 通常動作状態試験、異常動作状態試験及び単一故障状態試験 B.4.8 単一故障状態の間及びその後の適合性 単一故障状態の間及びその後において、アクセス可能部分	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第 1 項 続き				附属書 G G.3  附属書 K  附属書 L	<p>は、規定する危険なエネルギーを超えてはならない。</p> <p>附属書 G コンポーネント</p> <p>G.3 保護デバイス</p> <p>セーフガードとして用いるサーマルカットオフは、接点が開放するのを防止できないトリップフリー機構でなければならない。</p> <p>附属書 K 安全インタロック</p> <p>安全インタロックは、次のようであればならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 一般人に対して、カバー、ドアなどを開ける前に危険なエネルギー源を取り除き、危険でないエネルギー源になった部分だけがアクセス可能</li> <li>— 動作モードの不慮な変更ができない</li> <li>— 安全インタロックシステム内の単一故障状態において、安全インタロックで制限する空間は、危険なエネルギー源とならないフェイルセーフシステム等</li> </ul> <p>附属書 L 遮断デバイス</p> <p>次のような遮断デバイスを機器に備えなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 主電源から機器を遮断する</li> <li>— 恒久接続形機器内に組み込む</li> <li>— 単相機器の遮断デバイスは、同時に両極を遮断する</li> <li>— 三相機器の遮断デバイスは、電源の全ての相導体を同時</li> </ul>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第 1 項 続き				附属書 M  附属書 H H.3.1	に遮断する  附属書 M 電池を含んだ機器、及びその保護回路 機器に含まれる電池の保護回路は、次のようであればな らない。 ー電池の内部に保護回路を組み込んでいない場合、機器の 電池の保護回路は、いかなる状態においても有効 ー外部故障に対処するため、電池端子の主接続で全ての偶 発的な回路短絡を防止するために、適切な過電流保護デ バイスを備える  附属書 H 呼出シグナルに関する判断基準 H.3.1 呼出シグナル 呼出シグナルが規定する値以上の電圧を発生する場合、ト リッピングデバイスを取り付けなければならない。	
第三条 第 2 項	安全機能を有す る設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによ ってはその安全性の確保が困難であると認 められるときは、当該電気用品の安全性を確 保するために必要な情報及び使用上の注意 について、当該電気用品又はこれに付属する 取扱説明書等への表示又は記載がされるも のとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.1.6  4.1.15	箇条 4 一般要求事項 4.1.6 輸送時及び使用時の置き方 機器の使用時の置き方によって、顕著な影響が起こる可能 性がある場合は、設置指示書又は使用者への説明書に指定 するあらゆる置き方を提供しなければならない。 4.1.15 表示及び説明書 表示、説明書、指示セーフガードは、附属書 F の関連する 要求事項に適合しなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 2 項 続き				4.3	4.3 エネルギー源に対する保護 一般人がサービスする場合、指示セーフガードには、危険なエネルギー源の部分及び位置の明示、そのエネルギー源から人を保護する行為等を含めなければならない。	
				箇条 5	箇条 5 電氣的要因による傷害	
				5.6	5.6 保護接地導体の絶縁物は、緑と黄との組合せでなければならない。	
				5.7	5.7 同軸ケーブルに接続した外部回路に対し、製造業者は、同軸ケーブルのシールドを建造物の接地に接続するための説明書を提供しなければならない。	
				5.7.7	5.7.7 外部回路からのタッチカレントの総量 保護接地への恒久接続を備えることを設置指示書に記載しなければならない。	
				箇条 7	箇条 7 有害物質による傷害	
				7.3	7.3 オゾンが発生する機器は、設置指示書及び取扱説明書に、オゾンの濃度を確実に安全な値に制限する警告を記載しなければならない。	
				7.4	7.4 化学物質の収納容器などのセーフガードが現実的でない場合、個人用セーフガード及びその使用方法を機器に附属する説明書に明記しなければならない。	
				7.5	7.5 指示セーフガード及び説明文の使用	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第 2 項 続き					<p>有害物質が傷害の要因となる可能性がある場合、規定した指示セーフガード及び説明文を機器に備えなければならない。</p> <p>箇条 8 8.3 教育を受けた人、又は熟練者が明白に認識できない危険な機械的エネルギー源に対し、指示セーフガードを備えなければならない。</p> <p>8.5.4.2.3 危険な機械的エネルギーの運動部分への主電源供給を遮断するための断路用スイッチに、オン位置及びオフ位置を表示しなければならない。</p> <p>8.6 8.6 機器の安定性 7kg を越えるテレビジョンセットは、規定する指示セーフガードを備えなければならない。</p> <p>8.7 8.7 壁又は天井に取り付ける機器 取付器具を機器に固定するために使うハードウェアは、取扱説明書に詳細に記載しなければならない。</p> <p>8.10 8.10 カート、スタンド及び類似の運搬装置 製造業者が特定の機器とともに用いることを指定しているが、その機器とは別にこん（梱）包して出荷するカート、スタンド又は類似の運搬装置は、規定する指示セーフガードを備えなければならない。</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 2 項 続き				8.11	8.11 ラックマウント機器の取付手段 棚には、棚に載せることができる最大質量を表示しなければならない。	
				箇条 9	箇条 9 熱エネルギーによる熱傷 熟練者のサービス中に熱傷の危険のある部分及び表面への意図しない接触による反動で、他の危険なエネルギー源への接触を引き起こさないようにするために、指示セーフガードを備えなければならない。	
				箇条 10	箇条 10 放射 機器の機能上、危険レベルのレーザー放射、可視光、赤外線及び紫外線の放射、X 線又は音響エネルギー源の部分にアクセス可能な必要がある場合、規定する指示セーフガードを備えなければならない。	
				附属書 B	附属書 B 通常動作状態試験、異常動作状態試験及び単一故障状態試験	
				B.3	B.3 異常動作状態の模擬 通気口のカバーを覆う試験で、機器の底面の開口を塞がない場合、“通気口を塞がないで下さい。”又はこれと同等の文章を備えなければならない。	
				附属書 F	附属書 F 機器の表示、説明書及び指示セーフガード表示及び指示	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第 2 項 続き				附属書 K 附属書 L L.4 L.5 L.6	次の表示及び指示をしなければならない。 ー電源定格表示 ー識別表示 ー安全性に関する指示及び表示、等 附属書 K 安全インタロック 安全インタロックは、一般人に対して、カバー、ドアなどを開ける前に、エネルギー源のクラスを 2 秒以内に減少できない場合は、規定する指示セーフガードを備えなければならない。 附属書 L 遮断デバイス L.4 単相機器 主電源の中性線が明確に識別できず、単極の遮断デバイスだけが機器に備わっている場合、説明書に、用いる建造物の設備に追加で両極の遮断デバイスを備えることを記載しなければならない。 L.5 三相機器 4 極遮断デバイスを機器に備えていない場合は、設置指示書に、4 極遮断デバイスを建造物の設備の一部として備える必要性を記載しなければならない。 L.6 遮断デバイスとしてのスイッチ 遮断デバイスとして機器に組み込まれたスイッチを用い	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第 2 項 続き				L.7	<p>る場合、オン（入）位置及びオフ（切）位置を表示しなければならない。</p> <p>L.7 遮断デバイスとしてのプラグ</p> <p>遮断デバイスとして電源コードのプラグを用いる場合は、設置指示書に、プラグ接続形機器のために、壁コンセントが容易にアクセス可能でなければならない旨を記載しなければならない。</p>	
				附属書 M	<p>附属書 M 電池を含んだ機器、及びその保護回路</p>	
				M.1	<p>M.1 一般要求事項</p> <p>一般人によって交換可能な電池を含む機器の指示セーフガードに、“誤ったタイプの電池に交換した場合は、爆発する危険がある。”の警告文を備えなければならない。</p>	
				M.10	<p>M.10 合理的に予見可能な誤使用を防止するための説明書</p> <p>電池又は機器に安全デバイスを組み込むか、又は設計することがあまり実用的でない場合は、過度の状態又は使用者の乱用から電池を保護するために、規定する指示セーフガードを備えなければならない。</p>	
				附属書 R	<p>附属書 R 制限回路短絡試験</p> <p>建造物の設備内の保護デバイスを用いて試験を行った場合、設備内の保護デバイスについて、機器の安全に関する</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第 2 項 続き				附属書 U	説明書に記載しなければならない。 附属書 U CRT の機械的強度及び爆縮の影響に対する保護安全爆縮システムの一部として CRT の表示面に保護フィルムを貼り付けた機器は、規定する指示セーフガードを備えなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.4  箇条 5 5.6.5  箇条 7 7.2  箇条 10 10.4	箇条 4 一般要求事項 4.4 セーフガード アクセスできない固体セーフガードは、規定する成形応力試験に適合しなければならない。 箇条 5 電氣的要因による傷害 5.6.5 保護導体用端子 主保護接地端子、保護ボンディング端子及びこれらの接続部と接触している導電部は、電氣的腐食を防ぐため、全ての二つの異種金属間の電位差が 0.6 V 以下になるように選択しなければならない。 箇条 7 有害物質による傷害 7.2 有害物質へのばく露の減少 収納容器は、十分な堅ろう性をもち、製品寿命を通して収納物による損傷又は劣化を起こしてはならない。 箇条 10 放射 10.4 可視光、赤外線及び紫外線の放射に対するセーフガ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四 条 続 ぎ					<p>ード</p> <p>機器のランプから紫外線放射にさらされるセーフガードは、機器の寿命が来るまでセーフガードの機能が有効に働くだけの十分な耐性をもつ材料で構成しなければならない。</p> <p>附属書 C 紫外線放射 規定する紫外線曝露後、サンプルは、ひび割れ又は亀裂のような顕著な劣化の兆候を示してはならない。</p> <p>附属書 K 安全インタロック K.6 機械的に動作する安全インタロック 安全インタロックシステムの運動している機械的部分は、適切な耐久性をもたなければならない。</p> <p>K.7 安全インタロック回路の分離 安全インタロックシステム中のスイッチ又はリレーの接点に、使用時の電流の接続及び遮断を規定する回数行い、試験後、安全インタロックシステムは、スイッチ又はリレーを含め、機能しなければならない。</p> <p>附属書 P 導電物に対するセーフガード P.4 メタライズしたコーティング及び接着固定部分 メタライズしたコーティング及び接着剤は、機器の寿命を通じて、適切な接着強度をもたなければならない。</p>	



## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五 条 続 ぎ				附属書 F F.3.7  F.4	附属書 F 機器の表示、説明書及び指示セーフガード F.3.7 機器の IP 等級表示 IPX0 以外の等級に分類することを意図した機器の場合、水の浸入に対する保護等級を表示しなければならない。 F.4 説明書 子供がいないと想定可能な場所で使用する機器の場合、この機器は子供がいる可能性がある場所での使用に適していない旨を取扱説明書に記載しなければならない。	
第六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.1.2  箇条 5 5.4  5.5	箇条 4 一般要求事項 4.1.2 コンポーネントの使用 コンポーネントは、この規格の要求事項に適合するか、該当する JIS 若しくは IEC 規格のコンポーネント規格の安全性に関わる要求事項に適合しなければならない。 箇条 5 電氣的要因による傷害 5.4 絶縁材料及び要求事項 絶縁材料は、適切な耐電圧、機械的強度、寸法、動作電圧の周波数及びその他の動作環境（温度、気圧、湿度及び汚損）の特性を有するものでなければならない。 5.5 セーフガードとしてのコンポーネント セーフガードとして用いるコンデンサ及び RC ユニット、変圧器、オプトカプラ等のコンポーネントは、個別の JIS	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				箇条 8 8.10 8.10.6  附属書 G  附属書 M	規格又はこの規格の適用する全ての要求事項に適合しなければならない。 箇条 8 機械的要因による傷害 8.10 カート、スタンド及び類似の運搬装置 8.10.6 熱可塑性の温度安定性 熱可塑性材料を構造に用いる機器、カート、スタンド又は類似の運搬装置は、熱可塑性材料の収縮、反り又は他のひずみがなく、規定する試験に耐えなければならない。 附属書 G コンポーネント 遮断デバイスとして用いるスイッチ、リレー、保護デバイス等のコンポーネントは、適切なものでなければならない。 附属書 M 電池を含んだ機器、及びその保護回路 電池及び電池セルは、電池等に関連する規格に適合しなければならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.9	箇条 4 一般要求事項 4.9 導電物が混入することによる火災又は感電の可能性 導電物が混入することによって、回路内の短絡、又は危険な回路とアクセス可能な非接地導電部の短絡が起こる可能性がある場合、危険な回路よりも上方にある上面及び側面の開口は、床上 1.8m を超える高さにある、又は外部か	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第 1 号 続き				箇条 5	らの物質の混入を防止するセーフガードを設けなければならない。 箇条 5 電氣的要因による傷害	
				5.3	5.3 電気エネルギー源に対する保護 危険な回路の裸の導電部に、人が触れることができてはならない。	
				5.4	5.4 絶縁材料及び要求事項 付加絶縁システムの一部の電線の絶縁物が、一般人にアクセス可能な場合は、その電線は、接地していないアクセス可能な導電部に触れることがないように配線し、固定しなければならない。	
				附属書 G	附属書 G コンポーネント	
				G.6.2	G.6.2 溶剤ベースのエナメル巻線の絶縁 巻線コンポーネントのコアには、一般人がアクセス可能になってはならない。	
				G.7.4	G.7.4 コード引込口 機器内部へのコード又はケーブルの引込口は、感電に対するセーフガードを備えなければならない。	
				G.7.6	G.7.6 電源配線用スペース 電源配線用スペースは、次のようであればならない。 —機器の内側又は機器の一部に設けた恒久接続用又は一	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第 1 号 続き				<p>附属書 L</p> <p>L.3</p> <p>附属書 M</p> <p>M.10</p>	<p>一般用非着脱式電源コード接続用のスペースは、導体の絶縁していない端がその端子から抜け出すおそれがないようになっているか、又は抜け出してもアクセス可能な導電部に接触することがないように設計する</p> <p>—より線用の端子は、可とう電線を固定するとき素線の 1 本が抜け出しても、その素線とアクセス可能な導電部との間に偶然の接触が生じないように配置するか、保護するか、又は絶縁する</p> <p>附属書 L 遮断デバイス</p> <p>L.3 充電部が残存する部分</p> <p>機器の内部に設けた遮断デバイスのスイッチを切っても通電状態のままになっている電源側の部分は、熟練者が偶然に接触するリスクが少なくなるように防護しなければならない。</p> <p>附属書 M 電池を含んだ機器、及びその保護回路</p> <p>M.10 合理的に予見可能な誤使用を防止するための説明書</p> <p>機器に内蔵する電池、及び附属コンポーネントを伴う電池は、全ての合理的に予見可能な状態を考慮した上で、感電に対するセーフガードの故障が起きにくい構造でなければならない。</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 5	箇条 5 電氣的要因による傷害	
				5.1	5.1 一般事項 機器は、人体を流れる電流による痛みの影響及び傷害の可能性を減少させるために、規定するセーフガードを備えなければならない。	
				5.4.11	5.4.11 外部回路と接地との間の分離 外部回路と接地に流れる電流は、10mA を超えてはならない。	
				5.5	5.5 セーフガードとしてのコンポーネント 主電源のコネクタを切り離したとき、コンデンサの電圧がアクセス可能になる場合、コネクタを切り離してから 2 秒後に測定したアクセス可能な電圧は、規定する値を超えてはならない。	
				5.6	5.6 保護導体 保護導体は、電源よりも先に接続され、また、外すときには電源が外れた後で外れなければならない。 保護電流定格が 25A 以下の場合、電圧降下から算出した保護ボンディングシステムの抵抗値は、0.1Ω を超えてはならない。	
				5.7	5.7 予想接触電圧、タッチカレント及び保護導体電流	
				5.7.4	5.7.4 接地したアクセス可能な導電部	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第 2 号 続き				5.7.5	接地したアクセス可能な導電部に対して、タッチカレントは規定する限度値を超えてはならない。 5.7.5 保護導体電流 保護導体電流は、規定する限度値を超えてはならない。	
				5.7.6	5.7.6 外部回路による予想接触電圧及びタッチカレント 外部回路に対して、次のいずれかに適合しなければならない。 —予想接触電圧は、規定する電圧値に適合 —タッチカレントは、0.25mA 以下	
				5.7.7	5.7.7 外部回路からのタッチカレントの総量 複数の外部回路を備える機器からのタッチカレントの総量は、規定する限度値を超えてはならない。	
				附属書 G	附属書 G コンポーネント	
				G.7	G.7 主電源コード 保護接地をもつタイプ A プラグ接続形機器又はタイプ B プラグ接続形機器の場合、主電源コードに保護接地導体を含めなければならない。	
				G.7.3	G.7.3 非着脱式電源コードに対するコード留め及びストレインリリーフ	
				G.7.3.2.2	G.7.3.2.2 ストレインリリーフ機構の故障 ストレインリリーフ機構が故障したとき、非着脱式電源コ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七條 第 2 号 続き				附属書 H	<p>ード又はケーブルの接続点に張力が伝わる場合、接地接続点に最後に張力が加わる構造でなければならない。</p> <p>附属書 H 呼出シグナルに関する判断基準</p> <p>2本の導体相互間又はいずれかの導体と保護接地との間の5000Ωの抵抗器に流れる電流は、規定する限度値以下でなければならない。</p> <p>呼出シグナルの電圧は、規定する値を超えてはならない。</p>	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 5 5.4 5.4.1  5.5  附属書 K	<p>箇条 5 電氣的要因による傷害</p> <p>5.4 絶縁材料及び要求事項</p> <p>5.4.1 一般事項</p> <p>絶縁材料は、規定する耐電圧試験に耐えなければならない。</p> <p>空間距離及び沿面距離は、規定する寸法以上でなければならない。</p> <p>絶縁材料の温度は、規定する絶縁システムの最高温度限度値を超えてはならない。</p> <p>5.5 セーフガードとしてのコンポーネント</p> <p>コンポーネントの端子間は、規定する空間距離及び沿面距離の要求に適合する、及び/又は規定する電圧サージに耐えなければならない。</p> <p>附属書 K 安全インタロック</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八條 続き				K.7.1  附属書 R R.4	K.7.1 接点間ギャップ及びインタロック回路の分離距離 接点ギャップの分離距離は規定する絶縁に対する最小空間距離以上でなければならない。  附属書 R 制限回路短絡試験  R.4 短絡電流を流した後、基礎絶縁、付加絶縁又は強化絶縁に損傷、及び空間距離、沿面距離及び絶縁物を通しての距離に減少があってはならない。	
第九條	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.9          箇条 6 6.1          6.2	箇条 4 一般要求事項  4.9 導電物が混入することによる火災又は感電の可能性 導電物が混入することによって、回路内の短絡、又は危険な回路とアクセス可能な非接地導電部で短絡が起こる可能性がある場合、危険な回路よりも上方にある上面及び側面の開口は、床上 1.8m を超える高さにある、又は外部からの物質の混入を防止するセーフガードを設けなければならない。  箇条 6 電氣的要因による火災  6.1 一般事項 機器は、機器内部から発生する電氣的要因による火災が原因で起こる傷害又は物損の可能性を減少させるため、規定するセーフガードを備えなければならない。  6.2 電力源（PS）及び潜在的発火源（PIS）の分類	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九條 続き				6.3	各回路の電力源は、発火の可能性を減少させるため、又は機器外部への炎の拡散の可能性を減少させるため、一つ以上のセーフガードがなければならない。 6.3 通常動作状態及び異常動作状態における火災に対するセーフガード 通常動作状態及び異常動作状態の下で、次の全ての条件を満たす基礎セーフガードがなければならない。 －発火が発生しない －自然発火温度の限度値の 90% よりも高い温度に達しない	
				6.4	6.4 単一故障状態における火災に対するセーフガード 単一故障状態の下で、発火又は炎の拡散の可能性を減少させるために適切なセーフガードがなければならない。	
				6.5	6.5 内部及び外部の電線 大きな電力の回路において、内部又は外部の電線の絶縁は、適切な燃焼試験に適合しなければならない。	
				6.6	6.6 追加接続する機器の火災に対するセーフガード 接続する機器又はアクセサリがこの規格に適合するか不明な場合は、これらに供給する電力は規定値以下に制限す	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九條 続き				附属書 B  B.2  B.3  B.4  附属書 G G.3.2  G.5.3.3  G.5.4 G.5.4.5	るか、又は有限電源に適合しなければならない。  附属書 B 通常動作状態試験、異常動作状態試験及び単一故障状態試験  B.2 通常動作状態 通常状態における不利な動作条件で、機器の温度は規定する最高温度を超えてはならない。  B.3 異常動作状態の模擬 異常動作状態が結果として何らかの故障を引き起こす場合、B.4 に適合しなければならない。  B.4 単一故障状態の模擬 単一故障状態の間及びその後、機器の中のあらゆる炎は、10 秒以内に消えなければならない。さらに、周囲の部品が発火してはならない。  附属書 G コンポーネント G.3.2 温度ヒューズ セーフガードとして用いる温度ヒューズは、持続するアークを発生してはならない。  G.5.3.3 変圧器の過負荷試験 変圧器は発火を生じてはならない。  G.5.4 モータ G.5.4.5 直流モータに対する過負荷運転試験	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九條 続き				G.5.4.6	<p>モータは発火を生じてはならない。モータを覆ったチーズクロスは、焦げたり、着火したりしてはならない。</p> <p><b>G.5.4.6 直流モータに対する回転子拘束過負荷試験</b></p> <p>モータは発火を生じてはならない。モータを覆ったチーズクロスは、焦げたり、着火したりしてはならない。</p>	
				G.8.3.2	<p><b>G.8.3.2 バリスタ過負荷試験</b></p> <p>バリスタ単体、又はバリスタを含むサージ抑制回路において、試験中及び試験後に、火災のリスクがあってはならない。</p>	
				附属書 M	<p>附属書 M 電池を含んだ機器、及びその保護回路</p>	
				M.3	<p><b>M.3 機器に含まれる電池の保護回路</b></p> <p>規定する試験において、機器のエンクロージャの外部に炎の放出を生じてはならない。</p>	
				M.4	<p><b>M.4 リチウム二次電池を含む機器に対する追加セーフガード</b></p>	
				M.4.2	<p><b>M.4.2 充電セーフガード</b></p> <p>通常動作状態、異常動作状態及び単一故障状態において充電しても、リチウム二次電池に火災が生じてはならない。</p>	
M.4.3	<p><b>M.4.3 防火用エンクロージャ</b></p> <p>リチウム二次電池は、規定する防火用エンクロージャを備えなければならない。</p>					

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九條 続き				M.4.4	M.4.4 リチウム二次電池を含む機器の落下試験 リチウム二次電池を含むダイレクトプラグイン機器、手持形機器及び可搬形機器の落下試験において、火災を封じ込める適切なセーフガードがない限り、火災が起きてはならない。	
				M.8	M.8 水溶性電解質の電池（開放系の作動システムをもつ充電式電池）の外部スパーク源からの内部引火に対する保護 換気度のレベルは、爆発のリスクがないことを確実にするために、潜在的発火源における空気中の水素含有率を体積分率 1%未満に保たなければならない。	
				M.10	M.10 合理的に予見可能な誤使用を防止するための説明書 機器に内蔵する電池、及び附属コンポーネントを伴う電池は、全ての合理的に予見可能な状態を考慮した上で、火災に対するセーフガードの故障が起きにくい構造でなければならない。	
				附属書 P P.3	附属書 P 導電物に対するセーフガード P.3 内部の液体の流出に対するセーフガード 流出する可燃性の液体（又はその蒸気）が、全ての潜在的発火源又は液体を発火させるような温度にある部品に接	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き				附属書 S	<p>触してはならない。</p> <p>附属書 S 耐熱性及び耐火性の試験</p> <p>機器の防火用エンクロージャの底面部は、内部の燃焼した燃焼物が外部にでない構造でなければならない。</p> <p>機器の防火用エンクロージャ及び防火用バリアの材料は、適切な難燃性がなくてはならない。</p>	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9 9.1 9.2.6 9.4.1 附属書 B	<p>箇条 9 熱エネルギーによる熱傷</p> <p>9.1 一般事項</p> <p>機器は、熱傷によって生じる痛み及び傷害の可能性を減少させるため、規定するセーフガードを備えなければならない。</p> <p>9.2.6 接触温度レベル</p> <p>アクセス可能部分は、接触温度限度値を超えてはならない。</p> <p>9.4.1 機器セーフガード</p> <p>機器セーフガードは、通常動作状態及び異常動作状態の下で、熱エネルギーの伝達を制限するか、又は接触温度限度値内になるように熱エネルギー源へのアクセスの可能性を制限しなければならない。</p> <p>附属書 B 通常動作状態試験、異常動作状態試験及び単一故障状態試験</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条 続き				B.3.2  附属書 M M.5	B.3.2 通気口のカバー  通気口をもつ機器の場合、外部表面は、規定する温度限度値を超えてはならない。  附属書 M 電池を含んだ機器、及びその保護回路  M.5 持ち運び中の回路短絡による熱傷のリスク  電池端子は、露出した裸の導電端子をもつ電池を持ち運んでいるときに、クリップ、鍵、ネックレスなどの金属物による回路短絡で起きる、一般人又は教育を受けた人に対する熱傷の可能性から保護しなければならない。	
第十一条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.5 4.7 箇条 8 8.1	箇条 4 一般要求事項 4.5 爆発 通常動作状態及び異常動作状態の間、爆発が起きてはならない。単一故障状態の下で爆発が起きた場合、爆発によって危害を発生してはならない。 4.7 主電源コンセントに直接差し込む機器 ダイレクトプラグイン機器は、コンセントに過度のトルクを加えてはならない。主電源プラグ部のピンを保持する手段は、通常使用時に受ける力に耐えなければならない。 箇条 8 機械的要因による傷害 8.1 一般事項 機器は、機械的危険源のばく露による傷害の可能性を減少	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き				8.3	<p>させるため、規定するセーフガードを備えなければならない。</p> <p>8.3 機械的エネルギー源に対するセーフガード                      熟練者によるエネルギー源のサービス中に、積極的にサービスしていない他の機械的危険源の部分への意図しない接触が生じないように、サービスしていない機械的危険源の部分配置又は保護しなければならない。</p>	
				8.4	<p>8.4 鋭利な縁及び角をもつ部分に対するセーフガード                      機器のアクセス可能エリアにある鋭利な縁及び角をもつ部分による傷害の可能性を減少させるためのセーフガードを設けなければならない。</p>	
				8.5	<p>8.5 運動部分に対するセーフガード                      機器の運動部分による傷害の可能性を減少させるためのセーフガードを設けなければならない。</p>	
				8.5.4	<p>8.5.4 運動部分をもつ特別な種類の機器                      機械的危険源の運動部分が、関節のあるテストプローブ、及びくさび形プローブによって、アクセス可能にならないように、機器にセーフガードを備えなければならない。</p>	
				8.6	<p>8.6 機器の安定性</p>	
				8.6.1	<p>8.6.1 要求事項                      機器は、次の機械的安定性試験に適合しなければならない</p>	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き				<ul style="list-style-type: none"> <li>い。</li> <li>—静的安定性試験</li> <li>—下向き力試験</li> <li>—再配置安定性試験</li> <li>—ガラススライド試験</li> <li>—水平荷重試験</li> </ul> <p>8.10 カート、スタンド及び類似の運搬装置 機器は、カート、スタンド又は類似の運搬装置を取り付けた状態で、安定していなければならない。</p> <p>8.12 伸縮式アンテナ又はロッドアンテナ 伸縮式アンテナ又はロッドアンテナは、終端部に直径 6mm 以上のボタン又はボールを備えなければならない。</p> <p>附属書 G コンポーネント</p> <p>G.7 主電源コード コード又はケーブルの引込口は、コード又はケーブルの外側被覆を摩耗しないように保護する目的に適合する付加セーフガードを備えなければならない。</p> <p>G.15 加圧した液体充填コンポーネント (LFC) 機器の内部で用いる LFC は、チューブが損傷する可能性がある鋭利な縁、又はその他の表面が、チューブに接触しないようにして機器の内部に取り付けなければならない。</p>		

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項 続き				附属書 M  M.7  附属書 T T.10	附属書 M 電池を含んだ機器、及びその保護回路 通常動作状態、異常動作状態及び単一故障状態の下で、リチウム二次電池を指定最大充電電圧までの充電サイクルを行い、試験中及び試験終了後、リチウム二次電池は、人を傷つけるような爆発を生じてはならない。  M.7 鉛蓄電池及び NiCd 蓄電池からの爆発のリスク 機器の内部にある電池から放出されるガスが密閉した機器内の空間に滞留する可能性がある場合、空気流、換気又は電池の構造は、機器内の気体濃度が爆発限界濃度に達しないようになっていなければならない。  附属書 T 機械的強度試験 T.10 ガラス破砕試験 試験サンプルの一方の長辺の端の中央から約 15mm の部分を、センタポンチで破砕し、50mm 四方の正方形の細片の数が 45 片以上になるように破砕されていなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.4	箇条 4 一般要求事項 4.4 セーフガード 一般人又は教育を受けた人が固体セーフガードにアクセス可能な場合、このセーフガードは規定する関連の堅ろう性試験に適合しなければならない。	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				箇条 5	箇条 5 電氣的要因による傷害	
				5.4.6	5.4.6 付加セーフガードの一部としての内部配線の絶縁電線は、接続点に張力がかかからないように固定しなければならない。	
				箇条 8	箇条 8 機械的起因による傷害	
				8.5.5	8.5.5 高圧ランプ 危険源とみなした高圧ランプの爆発を封じ込める機構は、通常使用時又はランプ組立品の交換時において一般人又は教育を受けた人の傷害の可能性を減少させるために、十分な強度をもたなければならない。	
				8.7	8.7 壁又は天井に取り付ける機器 機器又は関連する取付手段は、試験中、外れてはならない。また、損傷又は緩みがあってはならない。	
8.8	8.8 ハンドル強度 規定する試験の結果、ハンドル、ハンドルの固定手段、又はエンクロージャの固定部分が破壊したり、割れたり、機器から分離したりしてはならない。					
8.9	8.9 車輪又はキャスタ取付けの要求事項 機器を支持するカート、スタンド若しくは類似の運搬装置に取り付ける車輪若しくはキャスタは、規定の引張力に耐えなければならない。					

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				8.10	8.10 カート、スタンド及び類似の運搬装置 カート、スタンド又は類似の運搬装置は、規定する力を加えたとき、傷害の要因となる可能性がある恒久的な変形又は損傷が生じないような構造でなければならない。	
				8.11	8.11 ラックマウント機器の取付手段 スライドレールは、スライドレール取付機器を保持しなければならない。取付手段から意図せずに機器が滑り落ちることを防ぐための終端止めを備えなければならない。スライドレール及びその取付手段は、機械的強度試験に適合しなければならない。	
				8.12	8.12 伸縮式アンテナ又はロッドアンテナ アンテナ終端部及び伸縮式アンテナの構成部品は、規定する張力で外れないような方法で固定しなければならない。	
				附属書 G	附属書 G コンポーネント	
				G.4.2	G.4.2 主電源コネクタ（主電源プラグ及びコンセントを含む） 機器用インレットの端子はんだ付け部に機械的応力が加わらない構造でなければならない。	
				G.7.3	G.7.3 非着脱式電源コードに対するコード留め及びストレインリリーフ ストレインリリーフ機構に規定する引張力及びトルクを	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				G.15  附属書 M M.4  附属書 U	<p>加え、コード又は導体に損傷があつてはならず、かつ、導体の変位は2mm以下でなければならない。</p> <p>G.15 加圧した液体充填コンポーネント (LFC) LFC 非金属部分のシステムは規定する静水圧試験に適合しなければならない。</p> <p>附属書 M 電池を含んだ機器、及びその保護回路</p> <p>M.4 リチウム二次電池を含む機器に対する追加セーフガード 満充電した電池を取り付けた機器に対して、規定する落下試験に適合しなければならない。</p> <p>附属書 U CRT の機械的強度及び暴縮の影響に対する保護 表示面の最大寸法が 160mm を超える CRT は、機械的衝撃に対してそれ自体で十分な保護を備えていなければならない。</p>	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7  7.1    7.2	箇条 7 有害物質による傷害  7.1 一般事項 機器は、有害物質へのばく露による傷害の可能性を減少させるため、規定するセーフガードを備えなければならない。  7.2 有害物質へのばく露の減少 有害物質へのばく露の減少は、有害物質の収納容器を用い	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二 条 続き				附属書 G G.15  附属書 M M.3  M.9  附属書 P P.3	て制限しなければならない。 附属書 G コンポーネント G.15 加圧した液体充填コンポーネント (LFC) 機器の内部で用いる LFC の液体は、箇条 7 (有害物質) に規定する保護を行わなければならない。 附属書 M 電池を含んだ機器、及びその保護回路 M.3 機器に含まれる電池の保護回路 規定する過充電等の試験を行った結果、電池の被覆の亀裂、破損又は破裂による、セーフガードに悪影響を与えるような化学物質の漏えいを生じてはならない。 M.9 電解液の漏出の防止 機器は、電池から、皮膚、目などの人体、セーフガード又は建物への悪影響を与える可能性がある電解液の漏出が起きない構造でなければならない。 附属書 P 導電物に対するセーフガード P.3 内部の液体の流出に対するセーフガード 有毒な液体に、一般人又は教育を受けた人がアクセス可能になってはならない。	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.1	箇条 10 放射 10.1 一般事項 機器は、レーザ光、可視光、赤外線、紫外線、X 線及び音	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三条 続き	止			10.3	響のエネルギーによって生じる痛み及び傷害の可能性を減少させるため、規定するセーフガードを備えなければならない。 10.3 レーザ放射に対するセーフガード 機器の機能上、危険な放射エネルギー箇所をアクセス可能にする必要がない限り、通常動作状態、異常動作状態及び単一故障状態の下で、機器からのレーザ放射は規定値を超えてはならない。	
				10.4	10.4 可視光、赤外線及び紫外線の放射に対するセーフガード 通常動作状態、異常動作状態及び単一故障状態の下で、一般人及び教育を受けた人がアクセス可能になる可視光、赤外線及び紫外線は規定値を超えてはならない。	
				10.5	10.5 X 線に対するセーフガード 機器から放出する X 線は、通常動作状態、異常動作状態及び単一故障状態の下で規定値を超えてはならない。	
				10.6	10.6 音響エネルギー源に対するセーフガード 機器セーフガードは、一般人が意図的な行動を起こさない限り、危険な音響エネルギー出力源にさらされることを防がなければならない。 熟練者は、危険な音響エネルギーに意図せずにさらされて	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三条 続き				10.6.5	<p>はならない。</p> <p>10.6.5 リスニングデバイス（ヘッドフォン、イヤホンなど）に対する要求事項</p> <p>任意の再生機器で規定の標準プログラム模擬信号等を再生したとき、リスニングデバイスの音響出力は、危険な音響エネルギーであってはならない。</p>	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.1.3	箇条 4 一般要求事項 4.1.3 機器の設計及び構造 機器は、通常動作状態、異常動作状態、及び単一故障状態の下で、傷害、又は火災における物損の可能性を減少させるためのセーフガードを備えるように設計し、構成しなければならない。	
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.1.3  箇条 K K.4	箇条 4 一般要求事項 4.1.3 機器の設計及び構造 機器は、通常動作状態、異常動作状態、及び単一故障状態の下で、傷害、又は火災における物損の可能性を減少させるためのセーフガードを備えるように設計し、構成しなければならない。 附属書 K 安全インタロック K.4 インタロックセーフガードの解除 熟練者によって解除する安全インタロックの解除システ	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第1項 続き					ムは、動作させるために意図的な操作が必要でなければならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.5  箇条 10 10.6 10.6.4  附属書 Q Q.1	箇条 8 機械的要因による傷害 8.5 運動部分に対するセーフガード 制御デバイスの予期しないリセットによって動き出す場合がある部分による傷害の可能性を減少させるため、適切なセーフガードを備えなければならない。 箇条 10 放射 10.6 音響エネルギー源に対するセーフガード 10.6.4 人の保護 機器セーフガードは、電源をオフにしたとき、自動的に危険な音響エネルギー以下の出力レベルに戻らなければならない。 附属書 Q 建物配線との相互接続を意図した回路 Q.1 有限電源 過電流保護デバイスを用いる場合は、ヒューズ又は調整不可能な自動復帰しない電気機械式デバイスでなければならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 B	附属書 B 通常動作状態試験、異常動作状態試験及び単一故障状態試験	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五 条第3項 続き	害の防止	それがないものとする。		B.4.3	B.4.3 モータ試験 機器の内部温度がモータの拘束によって上昇することが 明らかな場合、気流を止めるためにファンの回転子を拘束 し、火災、又はモータへの恒久的な損傷が生じてはならな い。	
第十六 条	保護協調及び組 合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系 統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異 常な電流に対する安全装置が確実に作動す るよう安全装置の作動特性を設定するとと もに、安全装置が作動するまでの間、回路が 異常な電流に耐えることができるものとす る。	■該当 □非該当	箇条 5 5.6.2 5.6.4 5.6.5 箇条 6 6.5 6.5.3	箇条 5 電氣的要因による傷害 5.6.2 保護導体への要求事項 保護導体の電流容量は、単一故障状態の下で故障電流が通 電している間、十分でなければならない。 5.6.4 保護ボンディング導体への要求事項 保護ボンディング導体は、規定する最小導体寸法に適合し なければならない。 5.6.5 保護導体用端子 保護接地導体を接続する端子は、規定する最小寸法に適合 しなければならない。 箇条 6 電氣的要因による火災 6.5 内部及び外部の電線 6.5.3 建物配線との相互接続に関する要求事項 配線システムを通して遠隔にある機器に電力供給をする 機器は、いかなる外部負荷状態の下においても、過熱によ って配線システムに損傷を引き起こさないよう出力電	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き				<p>流値を制限しなければならない。機器の設置指示書で指定する最小電線寸法に流す機器からの最大連続電流は、適切な限度値を超えてはならない。</p> <p>附属書 B B.2 通常動作状態試験、異常動作状態試験及び単一故障状態試験</p> <p>B.2 通常動作状態 通常動作状態の下で測定した入力電流又は入力電力は、定格電流又は定格電力の 110%を超えてはならない。</p> <p>附属書 G G.5 コンポーネント</p> <p>G.5 巻線コンポーネント 変圧器内部の導電性遮蔽物及びその引出し線は、絶縁破壊が生じた場合、遮蔽物が破損する前に過負荷保護デバイスが回路を確実に遮断するだけの十分な断面積をもたなければならない。</p> <p>G.7 G.7 主電源コード 主電源コードは、規定する値以上の断面積の導体をもたなければならない。</p> <p>附属書 R R 制限回路短絡試験 定格が 25A 以下の過電流保護デバイスによって保護した回路に用いる保護ボンディング導体は、過電流保護デバイスが許容する故障電流に対して適切でなければならない。</p>		

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.1.3  箇条 5 5.4.2  附属書 M M.6	箇条 4 一般要求事項 4.1.3 機器の設計及び構造 機器は、通常動作状態、異常動作状態、及び単一故障状態の下で、傷害、又は火災における物損の可能性を減少させるためのセーフガードを備えるように設計し、構成しなければならない。 箇条 5 電氣的要因による傷害 5.4.2 空間距離 空間距離は、機器に流入する可能性がある過渡電圧による絶縁破壊の可能性を減少させる寸法でなければならない。 附属書 M 電池を含んだ機器、及びその保護回路 M.6 回路短絡の予防及び電流による他の影響からの保護 外部故障に対処するため、電池端子からの主接続は、回路短絡中に受ける電磁力に耐えるように設計しなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55032 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見や	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.3	箇条 4 一般要求事項 4.3 エネルギー源に対する保護 一般人がサービスする場合、基礎セーフガードを取り外す	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九 条続き		すい箇所容易に消えない方法で表示されるものとする。		<p>附属書 F か又は無効にする前に、規定する指示セーフガードが見えるような位置になければならない。</p> <p>F.3 附属書 F 機器の表示、説明書及び指示セーフガード安全に関する機器の表示、説明書及び指示セーフガードは、日本語を用いなければならない。</p> <p>F.3 F.3 機器の表示 一般的に、機器の表示は、対象となる部分、又は領域の近傍若しくは隣接して表示しなければならない。</p> <p>F.3.3 F.3.3 機器の定格表示 規定する表示を、機器上に表示しなければならない。</p> <p>F.3.5 F.3.5 端子及び操作デバイスの表示 主電源機器用相互接続カプラの定格電圧及び製造業者が割り当てた電流又は電力を、このカプラの近傍に表示しなければならない。</p> <p>F.3.5.3 F.3.5.3 交換ヒューズの識別及び定格表示 ヒューズが一般人又は教育を受けた人によって交換可能な場合、適切な交換ヒューズの識別をヒューズホルダの近傍に表示しなければならない。</p> <p>F.3.5.5 F.3.5.5 端子の表示位置 規定する接地端子の表示は、導体を接続するときに取り外す可能性があるねじ、取外し可能なワッシャなどに行って</p>		

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九 条続き					はならない。	
				F.3.6.1A	F.3.6.1A クラス 0I 機器の表示 クラス 0I 機器には、電源プラグ又は本体の見やすい箇所に規定する文章を表示しなければならない。	
				F.3.9	F.3.9 表示の耐久性、視認性及び恒久性 機器上に要求する全ての表示は、耐久性及び視認性があり、かつ、容易に識別できなければならない。	
				F.3.10	F.3.10 表示の恒久性試験 規定する試験を行った後、表示は判読できなければならない。表示が分離可能なラベルにある場合、ラベルは、反りが生じてはならず、かつ、手で剥がすことができてはならない。	
				F.5	F.5 指示セーフガード 機器上に表示した指示セーフガードの全ての要素は、人が危険なエネルギー源の部分にさらされる前に視認できなければならない。また、可能な限りこれらのエネルギー源の近くにななければならない。	
				附属書 G	附属書 G コンポーネント	
				G.3	G.3 保護デバイス ヒューズなどの復帰できない保護デバイスの場合は、正しく交換できるようにするための表示を保護デバイスの近	

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					傍にしなければならない。	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2号 続き	示)	項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J2000 で規定されている。

## 技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62368-1：2018、追補 1：2019

規格名：オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項（追補 1）

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第4号 続き	示)	容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				